一五九二番　三号
一五六二番　四号
一五五三番一　五号
一五五〇番　六号
一四一八番一　七号
一四一五番三　八号

七　島根県大谷地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域
島根県出雲市美野町
字畑ケ中　一二五一番　一号
字廻田　一〇九一番五　二号
一〇九一番四　三号
字宮廻　一四一六番　四号から七号まで
字長谷　一三八九番三　八号
一三八九番九　九号
字西谷　一三八五番一　十号
一三八五番三　十一号
一三八六番　十二号
字田ノ向　一三二六番一　十三号
字大谷　一三一六番六　十四号及び十五号
一三一〇番一　十六号
一三〇二番二　十七号
一二九五番二　十八号
字極楽　一二六六番一　十九号

八　福岡県田代地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域
福岡県八女市黒木町笠原
字田代　九八七七番二　一号
九九一一番一　二号
九九三四番　四号
九九五一番一　五号
字平石　一〇〇一八番六　三号

九　福岡県下名地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を八女市道石原剣ヶ渕線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
福岡県八女市黒木町土窪
字山ノ谷　二六六〇番二　一号
二六四五番一　地先道路敷　二号
二六〇二番　五号
二六〇三番　六号
二六一五番地先道路敷　七号
字大谷口　二五八七番一　三号及び四号

十　長崎県宮ノ原地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号を順次結んだ線及び標柱一号と六号を南島原市道内野線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
長崎県南島原市加津佐町大字下宮原名
字宮之原　一九一八番　一号
字後田　一五三二番イ　二号
字宮ノ脇　二〇〇五番　三号
字矢嶽　一八三二番　四号
一八三一番　五号
一八七七番三　六号

十一　宮崎県大藪2地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を大藪川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内
字大藪　五〇〇番一六　一号
五〇〇番一五　二号
四七九番六　三号
五〇〇番一　四号

○国土交通省告示第六百四十八号
地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。
平成二十五年六月二十五日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　奈良県広瀬地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十六年国土交通省告示第二百三十五号で指定した広瀬地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
奈良県吉野郡天川村広瀬
九番二地先河川敷　一号
一一番地先河川敷　二号
一五九番　三号
三五八番　四号
一〇〇九番　五号
四〇二番　六号

二　福岡県舟木地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を八女市道舟木線道路敷に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を八女市道舟木・栗林線道路敷に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を平成十一年建設省告示第七百八十三号で指定した舟木地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
福岡県八女市上陽町北川内
字舟木　三二六二番一　一号
三二六八番　二号
三二四七番　三号
三三五六一番二　四号
三五五五番　五号

三　長崎県曽段田地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を山川川右岸河川敷に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を平成四年建設省告示第九百八十七号で指定した曽段田地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

○関東地方整備局告示第三百九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月二十五日
関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百五十七号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
東京都江東区青海一丁目二番二三から同区青海一丁目二番四まで　前後　八二・四一～一二〇・九九メートル　八二・四一～一七一・五八メートル　〇・〇六七キロメートル　〇・〇六七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十四号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十五年六月二十五日
近畿地方整備局長　谷本　光司

第1　起業者の名称　大阪府
第2　事業の種類　一般国道480号改築工事（父鬼バイパス・大阪府和泉市父鬼町地内）
第3　起業地
1　収用の部分　大阪府和泉市父鬼町地内
2　使用の部分　大阪府和泉市父鬼町地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、大阪府和泉市松尾寺町地内から同市父鬼町地内までの延長4,450mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道480号改築工事（父鬼バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する

長崎県長崎市高浜町
字明ソノ　九二一番　一号
字山川　一六二〇番二　二号
字下小ソノ　一七三四番　三号
字井田　一八四一番一　四号

○環境省告示第六十四号
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成二十五年六月二十五日
環境大臣　石原　伸晃

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日
平成二十五年六月二十五日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域
宮城県の区域のうち、石巻市の区域